

〈論 説〉

Juliana, et.al., 対 United States of America, et.al. 事件の¹⁾一分析

— 気候変動の脅威に関連して健全な環境を
享受する憲法上の権利の誕生? —

松 田 健 児

目 次

1. はじめに
2. 事件の概要
 - 2.1 当事者の申立てと主張
 - 2.2 Aiken 裁判官の意見と命令に至る訴訟経過
 - 2.3 Aiken 裁判官による本件訴訟の位置づけと本件訴訟で決定すべき問題点の設定
 - 2.3.1 本件訴訟の位置づけ
 - 2.3.2 本件訴訟で決定すべき問題点の適示
3. 当事者間に存在する争点の検討 — Aiken 裁判官による決定の根拠と理由
 - 3.1 政治的問題：裁判所は本訴訟につき事物管轄権を有するか。
 - 3.2 原告は当事者適格を有しているか。
 - 3.3 原告は憲法が保障する実体的な法の適正な過程上の権利に基づく請求を十分に主張しているか。
 - 3.4 原告は連邦政府に対してコモン・ロー上の公共信託法理に基づく請求を十分に主張しているか。
4. 結びに代えて

1. はじめに

「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」が第5次評価報告書 (2014年) の

1) Kelsey Cascadia Rose Juliana, et.al., v. United States of America, et.al., 2016 U.S. Dist., Case No. 6:15-cv-01517-TC, 2016 LEXIS 156014, 2016 WL 6661146 (D. Or. Nov. 2016)

「統合報告書政策者向け要約」において科学的データに基づいて表明した気候変動によるリスクの増大や影響の深刻化の懸念²⁾に於て、2015年12月、「気候変動に関する国際連合枠組条約」の第21回締約国会議は、工業化前と比較して世界の平均気温の上昇を2℃を十分に下回る水準に抑制し1.5℃以内に抑える努力を継続する、という国際社会の長期目標を掲げるパリ協定 (the Paris Agreement) を採択した (パリ協定第2条1 (a))。パリ協定 (署名2016年4月22日、発効2016年11月4日) は、開発途上国を含む全ての同協定の締約国に対して上記の長期目標を達成するため同協定に定める「野心的な努力」(4条、7条、9条～11条、および13条) に取り組む「国民的に決定された貢献の意図」(INDC: Intended Nationally Determined Contribution) 案の作成と国連への通報を義務付け、INDCを5年ごとに見直し削減目標を以前よりも引き上げて21世紀後半には人為的な温暖化ガスの排出と吸収を均衡させる脱炭素化社会を実現させることを定めた。

しかしながら、パリ協定の採択・署名・発効に至る過程で明らかになったことは、締約国、特に、世界の温室効果ガスの40%以上を2国で排出する中国政府とアメリカ政府の消極姿勢であった³⁾。その結果、現時点において、各国が提

2) See, Climate Change 2014: Synthesis Report, Summary for Policymaker. 日本政府による確定訳が『気候変動2014 統合報告書 政策決定者向け要約』として http://www.env.go.jp/earth/ipcc/5th_pdf/ar5_syr_spmj.pdf から入手できる。『同要約』によれば、気温上昇を21世紀にわたって2℃未満に維持できる可能性が高い温暖化の緩和経路は、温暖化効果ガス濃度が2100年に約450ppmCO₂換算またはそれ以下の排出シナリオである。このシナリオの実現のためには世界全体の人為起源の温室効果ガスの排出量が2050年までに2010年と比べて40～70%削減される必要がある。安定的な気候システムを永續させる大気中の温暖化効果ガス濃度はCO₂換算で350ppm、と考えられている。現在の地球大気中の温暖化効果ガスのCO₂換算濃度は400ppm、を超えて430ppm、に達している。

3) 中国の目標は①2030年ごろにCO₂排出量がピークを迎えることを達成し、より早期にピークを迎えるように最大限の努力を行う。②2030年までに、2005年比で、GDP当たりのCO₂排出量を、60～65%削減する。アメリカの目標は2025年までに、2005年比で、温室効果ガス排出量を26～28%削減する、である。アメリカの目標は1990年比では13～16%削減となり、EUの2030年までに1990年比で少なくとも40%削減の目標よりも消極的なものであると言って良い (高村ゆかり「CO₂1での合意(パリ協定)と日本の温暖化対策」(名古屋大学エネルギーマネジメント研究・検討会における口頭発表

示している削減目標をすべて達成しても2℃目標には届かないことが分かっている。そのため、各国の消極的な削減目標を野心的な削減目標へと深掘するための協議が定期的に行われることになっている。⁴⁾

アメリカ合州国においては、こうした政府の消極的な削減目標について、市民が連邦政府や州政府を相手方として、パリ協定の長期目標と整合的でIPCCの科学的データに照らして妥当な温室効果ガスの野心的な規制措置を策定し実施するように求める訴訟が提起されている。⁵⁾そして、2016年11月10日に、現役世代には属しない若者が、気候変動による社会的、経済的なリスクに関連して人の命と生活の永続を可能とする安定的な気候システムを享受する憲法上の権利およびコモン・ローの公共信託法理 (public trust doctrine) 上の権利を侵害されていると主張して、全国的な温室効果ガスの規制措置政策の変更を求めて連邦政府⁶⁾を提訴した一個の事件において注目すべき決定が行われた。すなわち、オレゴン州連邦地方裁判所 Aiken 裁判官が、その一個の事件において、原告はその請求を十分に申し立てていることを承認し、連邦政府による事実審理前の段階における訴訟却下の動議の申立を否認し、本件を事実審理に付す「意見と命令」を決定し、発出したのである。

その事件とは Kelsey Cascadia Rose Juliana, et.al. 対 United States of

スライド 11 頁を参照。http://web-honbu.jimu.nagoya-u.ac.jp/fmd/03energy/e_study/image/h27/pdf_h27_05.pdf、閲覧日 2017 年 2 月 7 日)。

- 4) 西村六善「温暖化防止のため世界はどの制度で取り組むべきか? — COP21 以降の国際制度設計への提言 —」環境経済・政策研究第9巻1号(2016年3月)98頁
- 5) これらの訴訟には、Alec L. v. Jackson, 863 F. Supp. 2d 11 (D.D.C. 2012)、Sanders-Reed ex rel. Sander-Reed v. Martinez, 2015-NMCA 063, 350 P.3d 1221 (N.M. Ct. App. 2015)、Kanuk ex rel. Kanuk v. State, Dep't of Natural Res., 335 P 3d 1088 (Alaska 2014) 等々がある。これらの訴訟については別稿において分析する予定である。
- 6) 被告は、実際には、アメリカ合州国、提訴当時のオバマ大統領、多数の関係省庁(環境の質の問題に関する諮問委員会、行政予算管理局、科学およびテクノロジー局、エネルギー省、内務省、運輸省、農業省、商務省、防衛省、国務省、環境保護庁)であるが、本稿においては、被告あるいは連邦政府と表記する。原告はこれらの被告たちの化石燃料の採掘、生産、搬送、消費等に関する諸政策における作為および不作為を問題としている。

America, et.al 事件（以下、Juliana 事件と略記）である。同決定によって、Aiken 裁判官はアメリカの諸裁判所にとって未踏の領域である、アメリカ合州国全体にわたる温暖化効果ガスの排出規制計画の策定過程に立ち入ることになった。Juliana 事件における Aiken 裁判官が発出した意見と命令は、裁判所が権力分立の理論に抵触することなく国全体にわたる温室効果ガス排出規制計画の策定を引き受け、監理することを可能であると決定したのである。同決定において、一体全体どのようにして、また何故に、裁判所が権力分立理論に抵触せずに連邦政府の気候変動対策に関する諸政策の変更を命令することが正当化される、と考慮されているのであろうか。

問題の決定の推論過程と正当化根拠とその理由を明らかにするために、本稿は、先ず、①事件の概要の紹介に取り掛かり、(i) 当事者の申立てと主張の内容、(ii) Aiken 裁判官の意見と命令に至る訴訟経過、および (iii) Aiken 裁判官による、本件訴訟の位置づけ、および本件訴訟で決定を与えるべき問題点の適示内容を確認する。その後、②決定を与えるべき問題点に関する Aiken 裁判官の意見と命令を正当化する推論過程および推論の根拠と理由を説述するために、当事者間に存在するとして設定された4個の争点（すなわち (i) 裁判所は本訴訟につき事物管轄権を有するか、(ii) 原告は当事者適格を有しているか、(iii) 原告は憲法が保障する実体的な法の適正な過程上の権利に基づく請求を十分に主張しているか、(iv) 原告は連邦政府に対してコモン・ロー上の公共信託法理に基づく請求を十分に主張しているか）に関する Aiken 裁判官の検討内容を分析を加えながら紹介する。⁷⁾

2. 事件の概要

2.1 当事者の申立てと主張

Juliana 事件は、2015年8月12日、8歳から19歳の若者21人が、アメリカ

7) Aiken 裁判官の「意見と命令」(54頁)は Case 6:15-cv-01517-TC Document 83 として <https://static1.squarespace.com/static/571d109b04426270152febe0/t/5824e85e6a49638292ddd1c9/1478813795912/Order+MTD.Aiken.pdf> から入手できる。本稿が以下に記載する頁数はこの文書の頁数である。

合州国連邦政府を相手方として、同政府が大気中の温暖化ガス濃度の上昇が継続するに伴って人由来の地球の温暖化が悪化し続けていることを認識しているにもかかわらず、地球温暖化のもたらす脅威にふさわしい十分な気候変動対策のための諸政策の策定を怠り、地球温暖化の悪化と気候の不安定化により若者と将来世代に対して生じる将来の加害を故意に無視して来ていることにつき提訴した事件である。

原告は次の様な申し立てを行った。すなわち、被告・連邦政府は化石燃料を燃やすことによって生産されるCO₂が数千年間も永続し続ける損害を以て原告を有意的に危険にさらすことになるだろう仕方において気候システムを不安定化し続けていることを50年以上にわたり認識している。その認識にもかかわらず、連邦政府はアメリカ合州国の大気および化石燃料に対する主権の行使によって化石燃料の営利のための開発、生産および燃焼の継続を許容し、促進し、その他の仕方において可能にしている。連邦政府は故意に大気中CO₂濃度が人類史において先例のないレベルまで上昇することを許容している。多くの異なる組織・機関が温暖化ガスの排出に寄与しているが、被告は他の如何なる個人、組織・機関あるいは国よりも原告を気候変動の危険にさらしていることにつきより高度の応答責任を負っている。連邦政府の行為および不作為は原告らの生命、自由、および財産に対する実体的な法の適正な過程上の権利、並びに、一定の自然資源を現在世代の人々と将来世代のために信託財産として保有する連邦政府の責務に違反している。被告が化石燃料の営利のための開発を段階的に撤退し、環境の破局的激変を回避するために行動し得るだろう期間は僅かである、と (at p.2)。

原告は救済手段として、①原告の憲法上および公共信託法理上の権利が侵害されているとの確認判決、および②被告が原告の権利を侵害することを禁止し、CO₂の排出を削減する計画を展開するように指示する命令を裁判所に求めた (at p.2)。

被告は、①裁判所が事物管轄権を欠いていること、および②原告は救済が与えられる請求を主張していないことを理由として訴えの却下を求める動議を申立てた。訴訟参加人として全米製造業者協会 (NAM)、アメリカ燃料石油化学製造業者 (AFPM)、およびアメリカ石油協会 (API) も同様の事由に基づき訴

えの却下の動議を申立てた (at p.3)。

2.2 Aiken 裁判官の意見と命令に至る訴訟経過

訴えの却下の動議はオレゴン州連邦地裁 Coffin 補助裁判官 (Magistrate Judge) の面前において審理された。2016 年 4 月の口頭弁論を聴聞後に、同裁判官は「調査および勧告」(Findings and Recommendation) を発出し、却下動議の否認を勧告した。被告および訴訟参加人は「調査および勧告」に対する異議申立書を提出した。その後、Coffin 補助裁判官は動議の問題をアメリカ合州国法律集 28 編 636 条 (28 U.S. Code § 636) および連邦民事訴訟手続規則 72 条 (Federal Rule of Civil Procedure, Rule 72) に従って、異議申立書に基づく再審理のために Aiken 裁判官に付託した。2016 年 9 月 13 日に口頭弁論の審理後、Aiken 裁判官は Coffin 補助裁判官の「調査および勧告」を採択し、訴え却下の動議を否認し、事実審理を開始することを決定した (at p.3)。

2.3 Aiken 裁判官による本件訴訟の位置づけと本件訴訟で決定すべき問題点の設定

2.3.1 本件訴訟の位置づけ

Aiken 裁判官は、動議否認の決定意見の冒頭で、本件を「一個の公民権訴訟」(a civil rights action) と記述し (at p.1)、「本件は全く通例の訴訟ではない」(at p.3) と述べて、本件が通例の環境訴訟事件とは全く異なるものであることを強調している。なぜならば、環境訴訟が通例において大気汚染防止法 (the Clean Air Act) や水質汚染防止法 (the Clean Water Act) 等の環境制定法あるいはコモン・ロー上のニューサンスの法理を根拠として提起されるのに対して、本件原告はアメリカ合州国の統治構造において憲法によって保障される、生命、自由および財産に対する基本権の侵害を根拠として訴訟を提起しているからである。

2.3.2 本件訴訟で決定すべき問題点の適示

Aiken 裁判官は、さらに、その意見の冒頭において、本件訴訟で決定すべき問題点を適示することに取り掛かり、先ず、原告の主張の確認を行っている。

確認されている原告の申立て内容は、次の通りである。すなわち、原告は合州国大統領および多数の省庁や行政機関の政策、作為、不作為に関する諸決定に対して異議を申立てている。異議の対象となっている決定は、例えば、発電

所や車輛からの CO2 排出を如何なる程度に規制するか否か、連邦政府の所有地における化石燃料の営利のための開発や利用を許可するか否か、連邦政府所有地の利用に対してどの程度課税するか、化石燃料産業に対して優遇税制措置を講じるか否か、化石燃料産業を金銭的に間接的あるいは直接的に支援する補助金や基金を創設するか否か、国内あるいは外国における天然ガスのパイプラインのような化石燃料のインフラ建設のための基金を創設するか否か、化石燃料の輸出入を許可するか否か、および新たな海上石炭埠頭建設計画を認可するか否か、等々の広大な範囲の問題に及んでいる (at pp.3-4)。

原告は、さらに、これらの問題に関する連邦政府の諸決定が実質的に惑星地球の温暖化と海面上昇をもたらしている、と申し立てた。また連邦政府の政策決定の諸選択および洪水、食糧不足、財産の損壊、種の絶滅と他の多くの加害との間には直接の因果的な結びつきが存在している、と申し立てた (at p.4)。

Aiken 裁判官は、原告の上記の申立てに関連して、①気候変動が生起していること、②人の活動が気候変動をもたらしていることに関する事実については、本件訴訟における訴えの却下動議の審理と決定の目的のためには、両当事者の申立てに基づき当事者間に争いを欠く立証を要しない事実として扱うことを確認⁸⁾し、訴訟で決定すべき問題点を次の様に適示し、確認している。すなわち、

「当裁判所の面前にある問題は、①被告が気候変動によって生じている加害のいくらかについて応答すべき責任を有するか (responsible for)、②原告が連邦政府の気候変動政策を裁判所において争うことは差し支えがないか、および③本裁判所は連邦政府に対して権力分立の法理に抵触することなくその政策を変更することを命じることができるか、である。」 (at p.4)

8) 但し、訴訟参加人 (全米製造業者協会 (NAM)、アメリカ燃料石油化学製造業者 (AF-PM)、およびアメリカ石油協会 (API)) は、再審理の口頭弁論において人為の気候変動が重大な脅威をもたらしていることに同意するかを問われて、明確な立場を採ることを拒否した (n.3 at p.12)。

3. 当事者間に存在する争点の検討 — Aiken 裁判官による決定の根拠と理由

Aiken 裁判官は、適示した問題点に決定を与えるために、当事者間に存在する争点を確認する。同裁判官は、動議の再審理における口頭弁論において、被告および訴訟参加人が次の事由に基づく異議を申立てたことに言及している。すなわち、①原告の請求はその主張事実が司法判断適合性を欠く政治的問題を提起しているために裁判所の事項管轄権の欠如を理由として却下されなければならないこと、②原告は訴えのための当事者適格を欠いていること、③州のコモン・ローに由来する公共信託法理に基づく請求は連邦政府に対しては主張できないこと、および④原告は救済が付与されうる請求の申立に失敗していること、である (at p.6)。Aiken 裁判官は、被告側が主張した異議内容を参照しながら、両当事者間に生じている争点を、(i) 訴訟の入り口問題 (threshold questions) および (ii) 訴訟入り口後の原告の請求 (あるいは、原因) の存続可能性問題に分けて検討を行っている。(i) については、政治的問題 (political question)、および訴訟の当事者適格 (standing to sue) の争点、および (ii) については、実体的な法の適正な過程上の権利に基づく請求 (due process of law claims)、および公共信託に基づく請求 (public trust claims) に分けて検討されている。同裁判官の検討内容を順を追って分析する。

3.1 政治的問題：裁判所は本訴訟につき事物管轄権を有するか。

3.1.1 判断基準の確認

アメリカ合州国法において、一個の事件がある政治的問題を提起する場合には、いわゆる政治的問題の法理によって、連邦裁判所は当該事件に決定を与えるための事物管轄権を欠如する、とされる。⁹⁾ 1962年の Baker 対 Carr 事件において、政治的問題の法理は、一次的には、権力分立の機能であるとされた。¹⁰⁾ Baker 事件において、連邦最高裁判所は各基準が政治的問題の存在を個別に指示し得るだろう 6 個の判断基準を同定している。すなわち、①当該争点を一個の対等

9) *Carrie v. Caterpillar, Inc.*, 503 F. 3d 974, 982 (9th Cir. 2007).

10) *Baker v. Carr*, 369 U.S. 186, 210, 82 S. Ct. 691, 7 L. Ed. 2d 663 (1962).

の政治部門に委ねていることが憲法本文によって例証されること、②当該争点を解決するための、裁判所によって発見可能な、かつ、運用可能な標準が欠如すること、③裁判所外の裁量権行使であることが明瞭な種類の政策決定を裁判所が開始すること無しに決定を与えることが不可能であること、④裁判所が対等の統治部門に対して相当な敬意の欠如を表明すること無しに独立した決定を引き受けることが不可能であること、⑤既になされている政治的決定を疑わずに順守するための通例ではない必要が存在すること、⑥一個の問題について様々な部門によってなされる多種多様な意見の公式な表明から厄介な困惑が生じる潜在的可能性があること、がそれらの基準である¹¹⁾。Baker 基準は、重要性和¹²⁾確実性の双方につき降順において挙示されている、とされている。

(2) Aiken 裁判官は Baker 基準を本件に適用し、結論を得るに先立って、次のように説述している。すなわち、

「気候変動、エネルギー政策、および環境保護規制は、それらが私達の歴史の重要な部分を通じて党派的な、また偏った論議を突き動かしてという意味において確かに“政治的”である。しかし、一個の事件は、ただ、それが政治的部門に対して大きな重要性を有する争点を生じているという理由から、政治的問題を提起するのではない。そうではなく、政治的問題の事由に基づく却下は、Baker 事件における考慮基準の中の一つが当該の事件から切り離せない場合においてのみ適切なものである。結果として、連邦裁判所は、政治的圧力が強い争点に関連して生起する諸請求事件に対して正規的に判決を下しているのである。」(at pp.7-8)

3.1.2 Baker 第1規準の適用の有無の検討

Baker 事件の第1規準は、気候変動政策は憲法に規定がなく、立法府や行政府に排他的に割り当てられている基本的権限ではないために、本件への適用がないことを次の様に説述している。すなわち、

「本訴訟で引用されている憲法典の規定は本件の事物の明瞭な引証に接近す

11) Baker, 369 U.S. at 217.

12) Vietch v. Jubelirer, 541 U.S. 267, 278, 124 S. Ct. 1769, 158 L. Ed. 2d 546 (2004)

るものを何ら含んでいない。合州国憲法典は環境政策、大気への排出、あるいは地球温暖化に言及していないのである。…〈中略〉… 気候変動政策は、統治の他部門に対して排他的に割り当てられる何らかの他の権限の成立の基礎となる基本的権限ではない。それ故、訴訟参加人が、合州国憲法典は通商、外交関係、国防、および連邦政府の所有地 — これらすべての領域は気候変動政策によって影響を受ける — に対する権限を諸々の政治部門に与えていることを指摘していることは正当なのである。…〈中略〉… 第1基準を適用する際の問題は、一個の事件が立法府および行政府に対して権限を割り当てられている憲法典の規定部分に登場する争点に関与しているか否か、ではない。…〈中略〉… むしろ、問題は、一個の請求に判決を下すことが司法部門に他の統治部門に排他的に委ねられている諸決定を事後的に批判することを要求することになるであろうか否か、である。」(at p.10)

Aiken 裁判官によれば、本件において問題となっている気候変動政策に関する権限は他の統治部門に排他的に委ねられている権限ではないために Baker 第1基準は本件に対して適用がないということになる。

3.1.3 Baker 第2、3基準の適用の有無の検討

Baker 事件の第2および3基準は、一個の紛争事件が裁判所の能力を超える意思決定を要求する事情を有する事件に適用がある。これらの基準の本件への適用に関する被告と訴訟参加人の口頭弁論は、主に、①裁判所は温暖化効果ガスの許容排出レベルを、競合する経済的な懸念と環境保護上の懸念とをどう衡量するかに関して当面する問題限りの政策決定を行うこと無しには設定することができないこと、②裁判所は何れの行政部門および機関が温室効果ガスの排出を削減すべきか、また如何なる程度において削減を行うべきかを選択しなければならないことになるが、これは過去100年におけるあらゆる環境保護法規の裁判所による審査を要求することになり、実行することは極めて困難であろうこと、を論証することに向けられた (at p.12)。

Aiken 裁判官は上記①の論証を以下のように否認している。すなわち、

「しかし、原告は本裁判所に“最上の”排出レベルを正確に示すことを求めているのではない。原告は本裁判所に如何なる排出レベルが原告の権利侵

害を救済するために十分であろうかを決定することを求めているのである。その問題は競合する諸利害について何らかの考慮を行うこと無しに回答が与えられ得るのである。」(at p.12)

上記②の訴訟参加人の弁論については、Aiken 裁判官は「これらの弁論は原告が希求する救済の特質を誤って描いている。」と述べて、行政機関を特定することなく原告が求めている確認判決の救済を与え得ることをこう説述している。すなわち、

「原告は、本裁判所に、何らかの個別の機関に対して何らかの特定の規制を発出あるいは強行してもらうことを求めている。むしろ、原告は、本裁判所がアメリカ合州国の現行の環境政策が原告の基本権侵害していることを宣言し、諸行政機関に対して消費を基礎とするアメリカ合州国の CO2 排出の一覧表の作成を指導するよう命令し、さらに、その一覧表を化石燃料の排出から離脱し、過剰な大気中の CO2 を気候変動が安定化するように減少させ、原告が現在および将来において依拠することになる生命維持に必須の諸資源を保護するための、全国的に強行可能な是正計画を準備し実施するよう命令することを求めているのである。」(at pp.12-13)

Aiken 裁判官は Baker 事件の第 2 および 3 基準が本件に適用がないとの結論を、原告が具体的な連邦制定法規や規制規定の違反を同定していないと主張していることに言及しながら、こう明言している。すなわち、

「被告と訴訟参加人は、原告が具体的な連邦制定法や規制規定の違反を同定していないことは本裁判所を、原告の請求を判断する際に依拠すべき何らかの法的基準を持たないままの状態に放置していると主張している。確かに、原告は技術的な規制法規の違反に基礎を置く訴訟を提起することは可能であったろうが、原告は一個の異なる道筋を選択している。その請求の目的物として、原告は制定法規上の請求原因よりはむしろ憲法上の請求原因を主張することを選択したのである。毎日、連邦裁判所は法の適正な過程上の権利に関する諸請求を支配する法的基準を新たな諸々の一式の事実関係に適用する。本件の事実関係は、新奇であるけれども、それらの十分に確立された基準に適合している。第 2 および 3 の Baker 事件の要素は本裁判所から管轄権を剥奪しない。…〈中略〉… 本件は典型的な環境訴

訟事件ではない。原告は、被告が大気汚染防止法あるいは水質汚染防止法の制定法規に違反して何らかの特定の許可を発出したことを論証していないからである。原告は、何らかの個別具体的な税控除、印税率、あるいは契約が一個の行政機関の支配する規制規定に抵触することを論証していないからである。むしろ、その主張事実に関する原告の理論はずっと広範である。すなわち、その理論は、被告の集散的諸行為の一体が原告の実体的な法の適正な過程上の権利および連邦政府の公共信託上の責務を侵害し、違反している、と言うのである。」(at pp.13-14)

Aiken 裁判官によれば、市民の基本的権利の侵害事件であるために本件は、まさに、裁判所が決定を与えるべき事件であるということになる。

3.1.4 Baker 第4～6基準の適用の有無の検討

Aiken 裁判官は、Baker 事件の第4～6基準の本件への適用について、被告および訴訟参加人がそれらの基準の適用があることを示唆していないことに言及し(at pp.14-16)、裁判所が本訴訟につき事物管轄権を有するか争点に関する結論を「D. 要約：本件は司法審査適合性を欠く一個の政治的問題も提起しない」との表題を掲げて、以下の様に要約している、すなわち、

「本件に決定を与える裁判所の中核的役割の外に踏み出る必要は全くない。その核心において、本訴訟は本裁判所に対して、被告が原告の憲法上の諸権利を侵害しているかの問題を決定することを求めているからである。その問題は正に裁判所の管轄権限内にあるからである。裁判所は、政治的部門が憲法上において許されうる権力実施手段を選択しているかの問題を決定するよう義務付けられているのである。」(at p.16)

最後に、Baker 事件の全基準の適用を受けない原告に対して事実審理に進むことを命じる場合に、裁判所は政治的問題の法理の根底にある権力分立の要請に従って救済手段を作り上げなければならない困難に直面することを採り上げて、その困難が事実審理を命じることを妨げる障害とはならないことを次の様に説述する。すなわち、

「原告が実体的な理非曲直に基づき優位すべきであるとして、本裁判所は一個の救済手段を作り上げる際に権力分立問題が生じることを回避するために最大の注意払うことを余儀なくされるであろうことに疑問の余地はない。

権力分立は、例えば、裁判所に被告に対して原告の権利侵害を是正するよう命令することを許す場合があるが、しかし、どのようにして是正を行うかを精密に具体化する裁判所の能力を限定しているからである。…〈中略〉… いずれにしても、本件のための救済手段の作成が困難を有することに関する不確かな情報に基づく意見は本件の早期の段階における却下を確認するものではない。」(at p.17)

3.2 原告は当事者適格を有しているか。

Aiken 裁判官は、訴訟の入り口問題として、裁判所が本件に関する事物管轄権を有することを決定した後に、第2番目の入り口問題として、原告が連邦裁判所において訴訟を提起する当事者適格を有しているか否かの問題の検討に取り掛かっている。Aiken 裁判官が説述しているように、原告が当事者適格を有するためには、原告は、①具体的な、個別に特定化された、かつ、現実のあるいは目前に迫った、事実上の侵害を受けていること、②当該の侵害が被告の行為まで追跡できることが公平であること、③当該の侵害が有利な裁判所の決定によっては是正される高度の蓋然性のあることを明示しなければならない。Aiken 裁判官は①の要素を「事実上の侵害」(injury in fact)、②の要素を「因果関係」(causation)、および③の要素を「是正可能性」(redressability) と表記している。そして、当事者適格の各要素の検討に先立って、訴えの却下動議を審理する訴答の段階において決定を与えるための判断基準を確認するため、原告は如何なる態様と程度において証拠手段を明示すべきかについて、Aiken 裁判官は一般的主張 (general allegations) で十分であることを、次の様に説述する。すなわち、

「原告は当事者適格の各要素を訴訟の引き続く諸段階で証拠手段について要求される態様と程度を以て確認しなければならない。それゆえ、却下動議の段階においては、当事者適格を確認するためには、訴答における一般的主張で十分である。なぜならば、それらの一般的主張は請求を確認するために必要な個別具体的な事実関係を含むと推認されるからである。」(at p.18)

3.2.1 事実上の侵害

Aiken 裁判官は、その検討の冒頭において、原告が当事者適格の第1の要素

である「事実上の侵害」の要件を充たすことを、気候変動による加害を述べている請求申立書の部分の抜粋を引用しながら承認している。同裁判官によって引証された損害には、例えば、藻類の繁殖による飲料水の悪化、早魃をもたらす川の水量低下による鮭の減少、頻発する森林火災による身体の安全への危険の増大、大気汚染による喘息の悪化、極端な洪水による土地の喪失、早魃による灌漑設備の導入による家庭生活への経済的負担の増加等々が含まれている（ at pp.18-20 ）。

被告・連邦政府は、これらの損害が司法判断に適合しない一般化された苦情 (generalized grievances) を成していることを申し立てた。その被告の主張について Aiken 裁判官は、その誤りを次の様に適示している。すなわち、

「これらの侵害は、それらが何らかの仕方において、惑星全体に広範に、それ故に惑星上の全ての人々に広範に影響を与える気候変動によって引き起こされているのであるから、原告に対して個別に特定されていない、と連邦政府は主張した。被告・連邦政府によれば、Lexmark Int'l, Inc. 対 Static Control Components, Inc., 事件における様に、¹³⁾これは原告の侵害を司法判断に適合しない一般化された苦情にする、と言うのである。…〈中略〉… 被告は Lexmark 事件の一般化された苦情の準則を誤って理解している。連邦裁判所は、争点となっている加害が広範に共有されているのみならず、さらにまた、抽象的かつ無限定の性質を有するときに、一個の事件を審理する管轄権を欠如する。…〈中略〉… しかし、確かに、苦情の根底にある経験が実質的にすべてのアメリカ人によって共有されている場合であるとしても、その共有されている経験が当該の原告に対して具体的かつ個別に特定される侵害をもたらしているか否かの審理は依然として残る。正しく定式化された一般的苦情の準則を適用すれば、本件原告が主張する侵害—原告の身体的、経済的、審美的な利益に対する加害—は具体的かつ個別に特定されているのであって、抽象的あるいは無限定ではない。」（ at pp.20-21 ）

13) Lexmark Int'l, Inc. v. Static Control Components, Inc., 134 S. Ct. 1377, 1387.

3.2.2 因果関係

被告は、当事者適格の第2の要素である「因果関係」の要件を本件原告が満たしていないことを論証するために、Bellon 事件における第9巡回区連邦控訴裁判所の決定に依拠しながら¹⁴⁾、連邦政府の規制行為と大気中の CO2 濃度の増大との間の因果関係的結び付きはあまりに弱小であると主張した (at p.22)。Aiken 裁判官は、この被告の Bellon 事件判決に依拠する主張について、Bellon 事件と本件とを区別し、被告の主張が本件原告の因果関係に関する論証を弱小であると決定付ける説得力を有していないことを、以下の様に明言している。すなわち、

「本件は Bellon 事件とは2個の重要な点において区別されうる。第1に、取られている手続が異なる。Bellon 事件において上訴は略式判決の裁定に対して取られたのである。同事件における手続の態度は当該裁判所がその決定を行う際に専門家証人の宣言書に依拠していることによって明確に示されている。本件の原告はその侵害と被告の行為との間の因果的関係を訴答において主張している。事実審理前の訴えの却下の段階では、私はそれらの申立てと主張事実を真実として受け入れることを余儀なくされる。この準則は裁判所の専門知識の限界を正当に承認するものである。訴えの却下の動議を審理する段階では、連邦裁判所は、十分に訴答で主張された一個の因果的結び付きを確認する証拠手段を提示することが不可能であると述べる立場を取らないからである。…〈中略〉… 結果として、私は Bellon 事件判決 — 同判決は5年以上前に展開された略式判決の記録に依拠している — が気候変動訴訟事件に対して裁判所のドアを永遠に閉じている、とは解釈できない。」 (at pp.23-24)

第2番目に、本件で争点となっている温暖化ガスの排出量は Bellon 事件において争点となっている排出量とは異なり地球全体の排出量の有意的な割合を構成する点に照らして、Bellon 事件は本件とは区別されることを適示して、Aiken

14) Citing *Washington Environmental Council v. Bellon*, 732 F. 3d 1131, 1141 (9th Cir. 2013). Bellon事件は、環境保護グループがワシントン州のエコロジー省他を相手方として5個の石油精留所から排出される温暖化ガスの大気汚染防止法に基づく規制を求めて、同省に対する規制の義務付け命令の救済手段を請求した事件である。

裁判官は被告の因果関係についての論証を次の様に否認する。すなわち、

「Bellon 事件においては、5 個の石油精製所がワシントン州において放出される温暖化ガス排出の 6 % 足らずについて応答責任を負っていた。第 9 巡回区控訴裁判所は、近年、Bellon 事件においては、因果関係は当該被告の石油精製所がそのように小規模の温暖化ガス排出の寄与原因者であり、また、訴訟当事者とは別異の第三者の寄与する気候変動原因が当該被告の石油精製所の寄与を ‘科学的に識別することが不可能な’ である程に主要であったから欠如した、と説述した。¹⁵⁾ 本件では、それに反して、原告の因果関係の連鎖は、連邦政府が世界規模の温暖化ガスの排出の実質的な割合について応答責任を負っている、との訴答における中核的な主張に依拠しているのである。すなわち、原告は、1751 年から 2014 年の 263 年間にわたって、アメリカ合州国は全地球の CO₂ 排出量の 25 % 以上を生産したことを主張している。アメリカ合州国において生産される温暖化ガス排出量は増大し続けている。2012 年には、アメリカ合州国は世界で第 2 番目に大きなエネルギーの生産者および消費者となった。Bellon 事件の推論は、当該の石油精製所が温暖化ガス排出の “小規模の寄与原因者” であったとの決定に依拠したものであったために、本件に対して適用がない。」 (at p. 24)

最後に、被告の主張、すなわち、1 個の排出源が気候変動の寄与原因をなしているとの原告側の訴答段階における主張は連邦憲法典第 3 章 2 条に基づく連邦法上の因果関係の要件を十分に満たすとの原告側の論証が Bellon 事件判決により拒否されるとの被告の主張について、Aiken 裁判官は次のように述べて、その主張を否認している。すなわち、

「そうではない。Bellon 事件は略式判決の審査段階で、5 個の石油精製所の排出量と当該原告の侵害との間の因果的関係を確認することを目的とした “曖昧な、証拠不十分な推論” (vague, conclusory) を拒否したのである。… 〈中略〉… 本件において原告が訴答において主張している因果的連鎖は証拠不十分な推論である。しかし、それが証拠不十分な推論である

15) WildEarth Guardians v. U.S. Dep't of Agric., 795 F. 3d 1148, 1158 (9th Cir. 2015).

のは原告が証拠手段を提出する機会をいまだに持たないからである。また、Bellon 事件におけるのとは異なり、本件原告の訴答における因果関係の主張は曖昧ではない。すなわち、口頭弁論において、原告の因果関係の理論には2個の要素がある、と説明したからである。

原告によれば、第1の要素は被告の諸々の優遇措置に関連する。具体的に明確に言うと、化石燃料の燃焼はアメリカ合州国 CO2 排出量のおよそ94%を構成する。連邦政府は所有する公共の土地を石油、ガス、および石炭の生産のために賃貸し、それらの賃貸に関連する採掘権に代価以下の請求を行い、諸々の会社に化石燃料の開発を奨励するために課税控除を行い、化石燃料の輸出入を許可し、スポーツ用多目的車の購入を動機付けているからである。ここに、因果関係の連鎖が存在する。すなわち、化石燃料の燃焼はアメリカ合衆国において生産される温暖化ガス排出量の不当に大きい割合を占めている。それ故、連邦政府はそれらの排出量を増大させる、あるいは減少させる権力を有していることになる。…〈中略〉…

原告の因果関係理論の第2番目の要素は、原告によれば、連邦政府が措置を講じる権限を有している分野において措置を怠っていることに関わっている。原告は発電所と運輸とが合わせてアメリカ合州国の CO2 排出量のおよそ3分の2を放出していると主張している。…〈中略〉… さらにまた、原告は、運輸省および環境保護庁がこれらの産業部門における排出基準を設定する広範な権能を有している、と主張している。それ故、問題の因果関係の連鎖が成立する。すなわち、運輸省および環境保護庁は世界的規模の排出量のおよそ14%に相当するアメリカ合州国排出量の64%を放出する産業部門を管轄する権限を有する。しかし、運輸省および環境保護庁は大変な努力を要求する厳しい基準の設定を怠ることによって高レベルの排出を許容している。高レベルの排出は気候変動を引き起こす。そして、気候変動は原告の権利侵害を引き起こしている、と言うのである。」(at pp.24-26)

Aiken 裁判官は「因果関係」に関する検討の結論をこう述べている。すなわち、

「これらの因果的連鎖における連邦政府の優遇措置や不作為と原告の権利侵

害との各々の結びつきは立証することが困難であると言って差支えがない。しかし、“道の向こうに困難が見通せることは当該訴訟手続のこの早期の段階で司法判断適合性の決定に情報をもたらさないのである。”(Alperin v. Vatican Bank, 410 F. 3d 532 (9th Cir., 2005) at 539.)

本件の訴答段階で原告は被告の行為と原告によって確言されている諸侵害との間の因果的結び付きを十分に主張しているのである。」(at p.24)

3.2.3 是正可能性

Aiken 裁判官は、先ず、当事者適格の第3番目の要素である是正可能性に関して、原告が何を明示すべきかを適示する。すなわち、

「原告は有利な決定がその侵害を確実に是正することを明示する必要はない。しかし、その決定がその侵害を是正する実質的な蓋然性を明示しなければならない。それ故、求められている救済手段が問題の加害を“遅らす、あるいは減少する”であろうことを明示することは是正可能性の審理にとって十分である。

本件の原告が求めている宣言的救済および命令的救済はこの基準に適合する。中でも注目すべきは、原告は本裁判所に対して、連邦政府が化石燃料排出から段階的に撤退するための、また過剰な大気中 CO₂ を引き下げるための1個の強行可能な国家的是正計画を作成し、実施するように命令することを求めている。もし、原告は、原告が主張したように、連邦政府は惑星の温室ガス排出の4分の1を支配すること、およびそれらの排出の削減が大気中 CO₂ を減少し、気候変動を減速することを明示できるならば、その場合、原告の要請する救済手段は原告の侵害を是正することになるであろう。」(at pp.26-27)

連邦政府は、是正可能性に関する論証において、原告が求めている命令的救済はアメリカ合州国が多数の組織や事業者によって引き起こされている地球温暖化の単一の寄与原因者に過ぎないのであるから、温暖化ガス排出の削減や気候変動の停止を何ら担保するものではない、と主張した。この被告の主張に対して、Aiken 裁判官は、以下の様に、被告が是正可能性の判断基準の特性を誤って描いていることを適示し、被告の主張を否認する。すなわち、

「しかし、裁判所が温暖化ガス排出の総量の削減を担保しうるのであろうかは、

少なくとも2個の理由のために問題点に関する誤った問いである。第1番目に、是正可能性は確実性を要求しない。それは、裁判所が意味を持つ救済を供与し得るだろう実質的な蓋然性しか要求しない。第2番目に、合州国以外のかかなりの他の個人や組織事業者が同一の侵害を引き起こす可能性は当事者適格を破らない。問題は連邦政府によって引き起こされている原告の侵害が是正されうるか、だからである。」(at p.27)

続けて、Aiken 裁判官は、本件における是正可能性問題の審理は科学的に複合的な諸問題を伴うことを確認し、それらの科学的諸問題は事実審理段階における因果関係の審理のための問題をなしていることを、次の様に適示している。すなわち、

「本件における是正可能性は、科学的に、殊に、一定のレベルを超える温暖化ガス排出は惑星地球がそれを超えると不可逆の諸結果が人間の管理から離れて不可避となる復帰不能点を通過することを推し進めているという“不可逆な気候変動”の不安な見通しに照らして、複合的である。この不安な見通しは多くの問題を提起するが、それらには以下の問題が含まれる。すなわち、原告の侵害の如何なる部分が本裁判所の管理を超える諸要因に帰せられるのか？たとえ排出が他所で増大するとしても、原告の侵害の重大さは、もし、原告が本訴訟において希求している救済手段を取得するならば、より少なくなるだろうか？何時、私達はこの復帰不能点に到達することになるのだろうか、また被告が第三者からの協力を得ていないのに復帰不能点への到達を回避しようとすることはその権限の届くところにあるのだろうか？これらの疑問の全ては切り離せない程に密接に因果関係の事実審理に結び付けられている。それらの何れの一つの問題も訴えの却下動議の段階で回答を得ることは不可能である。」(at pp.27-28)

続けて、Aiken 裁判官は、原告の訴答段階において求めている救済内容を以下の様に整理して、若者たちの当事者適格を肯認する結論に到達している。すなわち、

「原告は、当裁判所が被告・連邦政府に対して、大気中 CO₂ が 2100 年までに 350ppm. より以上の濃度とはならないことを確保するために必要な措置を講じるだけでなく、それと同様に、地球上のエネギーバランスを回

復するための国家的な計画を開発し、かつ気候システムを安定化させるために同計画を実施するよう命令することを含めて、化石燃料に関わる許可、認可および補助を停止すること、また、そうしないのであれば、CO₂排出からの迅速な段階的撤退へと移行することを命令するように求めている。上の訴え内容は原告に有利であると解釈できるため、原告は、上の命令的救済が少なくとも部分的に原告の確言する権利侵害を是正することを訴答において主張している。若者達は彼らが当事者適格を有することを十分に主張している。」（ at p.28 ）

3.3 原告は憲法が保障する実体的な法の適正な過程上の権利に基づく請求を十分に主張しているか。

アメリカ合州国憲法典第5修正の法の適正な過程の条項は、連邦政府が法の適正な過程によらずに人の生命、自由、あるいは財産を奪うことを禁止している。Aiken 裁判官によれば、原告は、本件において、実体的な法の適正な過程上の権利侵害を、次の様に主張した。すなわち、

「被告は、大気中の CO₂ をアメリカ国民および原告によって同様に求められる安定的な気候システムに危険なほどに干渉するレベルまで直接的に上昇させることによって、化石燃料の営利のための開発、採掘、生産、搬送、輸入、輸出と燃焼を含む化石燃料の発展を是認し促進することによって認識しながら原告の健康および福利を危険にさらしていることによって、また、認識しながらこの危険な状況を創り出した後も化石燃料の生産、消費と燃焼を許容することによりその危険を危害の伴うレベルまで認識しながら高め続けていることによって、原告の法の適正な過程上の権利を侵害している。」（ at p.29 ）

上述の法の適正な過程上の権利侵害を原因とする請求に対して、連邦政府および訴訟参加人は、Aiken 裁判官によれば、以下の2個の事由に基づいて争った。すなわち、

「第1に、被告らは、被告の優遇措置（例えば、政府所有の土地の賃貸、許可の発出等）は原告が基本的権利（a fundamental right）の侵害あるいは違憲の疑いのある1個の分類に属する人に対する差別を同定していないために、訴訟手続を進めない」と、断言した。また、第2に、被告は、原告

は被告の不作为（すなわち、第三者がCO2を危険なレベルまで排出することを防止することを被告が怠ったこと）を争うことができない。何故ならば、被告には原告を気候変動から保護する何らの積極的義務もないからである、と論証した。」（ at p.26 ）。

上記の被告の断言と論証は憲法上の権利侵害を原因とする原告の請求の弱点の核心を突くものであった。そこで、Aiken 裁判官は問題点に関する両当事者の主張に基づいて、裁判所が検討すべき問題点を、①原告は気候変動の文脈において被告により侵害されている1個の基本的権利を有していることを主張しているか：1個の基本的権利の侵害問題、および②原告はその基本的権利の被告による侵害は、通常の法の適正な過程上の権利の侵害とは異なり、原告を保護すべき連邦政府の義務を根拠づけるものであることを主張しているか：危険創出に基づく不作为への異議申立て、に分けて検討している。

3.3.1 原告の請求を基礎づける基本的権利の存在の確認

気候変動に対する1個の基本的権利はアメリカ合州国の統治構造に照らして、本件の原告のために、憲法典に明示的に規定されていないにもかかわらず、憲法典によって保障されるものとして存在する、と考慮できるだろうか。本件裁判所がこの問いへの回答を得ること無しに、被告の上記の断言に応答し、原告による、法の適切な過程上の権利侵害の主張が事実審理の段階において存続しうるか否かの判断を行うことは不可能である。そのため、Aiken 裁判官は、その判断を行うために、先ず、実体的な法の適正な過程の観念の意味内容を確認することに取り掛かり、次の様に説示している。すなわち、

「実体的な法の適正な過程は、たとえ如何なる過程が提供されるとしても政府が「基本的 [根幹的]」自由権の諸利益を侵害することを、全く禁止する。… 〈中略〉… 基本的自由権は、(i) 憲法典に挙示されている諸権利、および、(ii) ①この国の歴史と伝統に深く根を降ろす、もしくは②私達の秩序ある自由の企てにとって基本的 [根幹的] である、何れかの諸権利と諸自由の双方を含む。… 〈中略〉… しかしながら、以上のことは「新しい」基本的権利が立ち入り禁止であることを意味しないのである。」（ at pp. 29-30 ）

Aiken 裁判官は、実体的な法の適正な過程が保障する自由権には同性カップ

ルが異性カップルと同等の結婚の保護を求める新たな基本的権利が含まれることを承認した Obergefell 対 Hodges 事件¹⁶⁾の Kennedy 裁判官の法廷意見を引証しながら、新たな基本的権利は必須の (vital) 他の自由によって根拠づけられ、かつ確証されうる、との所見を明示して、気候変動に対する新たな基本的権利が原告のために憲法上において存在していることに疑問を抱いていないことを次の様に説述している。すなわち、

「1 個の権利が基本的であるかを決定する際に、裁判所は歴史と伝統がその審理を指導し規律することを念頭に置きながら、“道理に基づいた判断” (reasoned judgment) を行使しなければならないが、しかし、その審理の外側の境界を確定しないのである。憲法典の精髓は、憲法典原文が自由を享受する全ての人々の権利を、現在の私達はその原文の意味を学ぶところに従って保護することを許容していることである。しばしば、1 個の憲法典に列挙されていない基本的権利が 1 個以上の憲法典の規定を源泉として成立する。その際の考え方は、一定の権利が他の諸権利の行使を可能とするために、その他の権利が憲法典に列挙されているか、あるいは列挙されていないかに関わらず、必要となる場合がある、と言うものである。… 〈中略〉 …

私の“道理に基づいた判断”を行使しながら、私は、人の命と生活を永續することができる 1 個の気候システムに対する権利は 1 個の自由で秩序のある社会にとって根源的である、ということに何らの疑問を抱いていない。結婚がまさに“家族の基礎”であるように、1 個の安定的な気候システムは、それなしには文明も進歩もその何れも存在しないことになるだろうその社会の、まさに文字通りの基礎を成すのである。」(at pp.31-32)

Aiken 裁判官は、上記の“道理に基づく判断”に従って、被告側の申立て、すなわち、原告は汚染や気候変動から自由な権利を主張しているとの申立てを原告が主張する権利を誤って理解するものであるとの所見をこう述べている。すなわち、

16) Obergefell v. Hodges, 135 S. Ct. 2584 (2015).

17) Ibid., at 2598.

「被告および訴訟参加人は原告が主張する権利の特質を誤って描いている。原告は、何らかの汚染をもたらす際の、あるいは、何らかの気候変動を引き起こす際の政府の役割に対して異議を述べているのではない。むしろ、原告は、政府が汚染および気候変動を破局的なレベルに引き起こしていること、および、もし、政府の行動が歯止めがきかないまま継続する場合には、その行動は原告の財産、経済的生活、レクリエーションの機会、健康、および終局的には、原告の（そして、原告の子ども達の）長く健康な生活を過ごす能力を恒久的に、かつ不可逆的に損なうことになるだろう、ということを強く主張しているのである。Obergefell 事件の推論に同調しながら、原告は、1 個の安定的な気候システムが生命、自由、および財産に対する他の諸権利を行使するために必要な 1 個の条件を成していることを強く主張しているのである。」（ at p.32 ）

Aiken 裁判官は被告側の主張を退けて、裁判所が到達した結論を簡明に次の様に判示している。すなわち、

「本意見において、本裁判所は、1 個の訴状が政府の行為は人の死亡を引き起こし、人の寿命を短縮し、財産に広範な損害をもたらし、人の食糧資源を脅かし、そして惑星地球の生態系を劇的に変容する仕方において、積極的かつ実質的に気候システムを損ないつつあることを主張するとき、その訴状は 1 個の法の適正な過程の侵害のための請求原因を陳述している、と簡明に判示する。その反対に判示することは、憲法が市民の呼吸する空気あるいは飲用する水を有毒化することを知っている政府の決定に対して何らの保護も供与しないと述べることになるだろうからである。原告は 1 個の基本的権利の侵害を十分に主張しているのである。」（ at p. 33 ）

3.3.2 不作為に対する危険の創出の異議申立て

Aiken 裁判官は、法の適正な過程の条項は政府に対して積極的な作為義務を課すものではない、との被告の論証に対して、DeShaney 事件を引用しながら、¹⁸⁾ 次の様に応答している。すなわち、

「限定された例外を伴って、法の適正な過程の条項は、“政府自身が個人か

18) DeShaney v. Winnebago Cnty. De't of Soc. Servs., 489 U.S. 189, 196 (1989).

ら剝奪しているとは言えない、生命、自由、あるいは財産上の利益を確保するために助力が必要である場合においてさえも”、政府に対して1個の積極的な作為義務を課すことはない。しかし、この準則は2個の例外に従う。すなわち、①特別関係の例外、および②危険の創出の例外である。…〈中略〉… 危険の創出の例外は、政府の行為がある人をその人の安全に対する熟慮による無関心によって危険に陥れる場合に、法の適正な過程上の実体的な請求を許すものである。本件の原告は連邦政府が第3者のCO2排出の制限を怠っていることをDeShaney事件における危険の創出の例外に準拠して争うと主張している。」(at p.33)

Aiken 裁判官は、そこで、原告が事実審理前の段階において、連邦政府による危険の創出を十分に主張しているかを判断するために、原告の主張の要点を確認している。すなわち、

「原告は、被告はその諸行為の帰結について十分な理解を持って行為しながら被告が認識を以て私達の大気と気候システムに危険な干渉を引き起こし、また引き起こし続けている、と主張している。原告は、この危険は実質的な部分において化石燃料の営利のための開発、生産、搬送、および利用を被告が歴史的かつ継続的に許可、認可、補助して来ていることに由来する、と主張している。原告は、被告がその被告の行為の帰結、具体的に特定して言えば、原告の人としての基本的な必要物を用意する能力、安全に家族を設ける能力、原告の宗教的な霊的な信念を実践する能力、原告の身体的統合を維持する能力、および、清浄な空気・水・最低限必要な住まい・食糧を利用できる生活を送る能力を含む原告の尊厳に対する加害について十分な理解を以て行為した、と主張している。これらのリスクに直面して、被告は、重大な加害のリスクについて長年にわたる現実的認識を有していたが、被告が原告に経験させた既知の重大なリスクに取り組み、改善するために必要な措置を講じることを怠った、と主張している。」(at p.34)

原告の主張、すなわち、被告は重過失より以上に非難されうる心理状態を要求する熟慮による無関心 (deliberate indifference) で行為したとの主張を確認し終えて、Aiken 裁判官は原告の主張が危険の創出の例外に十分に該当するかについて、次の様に明言している。

「要するに、原告は、被告が私達の現在の気候危機の創出において、類のない、中心的な役割を果たしていること、被告が気候変動によってもたらされる有意的かつ不合理なリスクについての十分な認識を持って気候危機の寄与原因者となっていること、および、法の適正な過程の条項は、それ故、温暖化ガス排出を削減するために議会制定法および行政規制法規に基づく権限を行使する特別な義務を被告に対して課すことを主張している。訴状の主張を真実として認容することによって、原告は1個の危険の創出の請求を十分に主張している。」(at p.35)

最後に、Aiken 裁判官は、危険の創出の例外の本件への適用を認めれば、環境訴訟の洪水が生じるとの被告の異議に対しては、その異議を次の様に述べて退け、同裁判官の上記の結論について次の様な、原告の立証負担について寛容な注釈を加えている。すなわち、

「1個の危険の創出による法の適正な過程上の請求を主張する原告は、①政府の行為が原告に対する危険を創出していること、②政府はその行為が原告への危険を引き起こしたことを認識していたこと、および③政府は熟慮による無関心を以て主張されている加害を防止するために行うことを怠ったことを明示しなければならない。これらの厳格な基準は本件被告によって提起されている訴訟の洪水に対する、十分な安全装置である。しかしながら、立証の困難についての問題は他日の事実審理段階の日のために残されなければならない。訴えの却下動議の審理段階においては、私は原告の訴状における事実に関する主張を真実として受け入れなければならない。」(at p.36)

3.4 原告は連邦政府に対してコモン・ロー上の公共信託法理に基づく請求を十分に主張しているか。

3.4.1 公共信託の観念の由来と内容

(1) 原告は、公共信託の法理を諸々の必須の自然的資源、本件の場合には大気に対して適用することを求めている。公共信託の自然的資源への適用は、アメリカ合州国の成立以前から、また連邦憲法典の成立の遙か以前のユスティニアヌス1世の法学提要において成立している‘法のDNA’とも形容できる法理である。アメリカ法への導入はイングランド法の継受を通してなされた。Aiken

裁判官は原告が連邦政府に対して公共信託法理に基づく請求原因を十分に主張しているかの結論を得るために、先ず、公共信託の観念が意味する内容を次の様に確認している。すなわち、

「その最も広範な意味において、“公共信託”の用語は、何らの政府もその核心を成す主権を正当に放棄することは出来ないという基本的な理解を指し示すものである。…〈中略〉…公共信託の法理は一定の権限や義務、例えば、規制権限を主権性の本来的に固有な側面を成すものであると観念する。政府がこれらの権限の一つを他の実在に永久に与えることは、そうすることが将来の立法府の一般的福利を増進する権能を縮減するために公共の信託法理に抵触するのである。…〈中略〉…これらの必須の自然的資源に関して、主権者の公共信託上の諸義務は、主権者が将来の立法府からその市民の福利と生存を提供するために必要な自然的資源を奪うことを防止する。」(at pp.36-37)

こうして、Aiken 裁判官は、公共信託の法理が政府に対して公共信託によって保護される信託財産に関して諸義務 (obligations) を課すことを確認しているが、一体、公共信託が政府に対して課す義務とは如何なる内容の義務であろうか。Aiken 裁判官は、政府に対して課される義務が受託者として負う信託義務 (fiduciary duty) であることを説示し、その義務内容をこう適示している。すなわち、

「政府は、受託者として、現在および将来の信託の受益者が当該の信託の利益の給付を享受することが出来るよう損害から信託財産を保護する信託義務を負っている。公共信託の法理は、次の3個の種類の制限を政府当局に対して課す、と一般的に考えられている。すなわち、第1に、当該信託の対象財産は一個の公共目的のために使用されるのみならず、一般公衆による使用のために利用できるよう保持されなければならない。第2に、当該財産はある公平な現金同等物でさえ売渡されることが出来ない場合がある。

19) ユスティニアヌス1世の法学提要は「次の事物は自然法によって全ての人に共有である — 空気、流水、海洋、そして海岸」(J. Ins. 2.1.1)と定言している。同法理のアメリカ諸州の判例法における展開についてはG Torres, N Bellinger, *The Public Trust: The Law's DNA*, 4 Wake Forest J. L. & Pol'y 281 (2014)を参照。

第3に、当該財産は個別特定の類型の使用のために維持されなければならない。」(at p.39)

続けて、Aiken 裁判官は、本件原告が連邦政府の違反を主張している公共信託法理上の義務は上記の1番目と3番目の義務であることを、以下の様に確認している。すなわち、

「原告は、被告が公共資源の使用および享受から公衆を排除することによって実質的に第1と3番目の制限に違反する信託財産の枯渇や破壊を現実的に許容する間に、信託財産に対する管理権を名目的に保有することによってその受託者としての信託義務に違反していることを、主張している。」(at p.40)

3.4.2 連邦政府の主張内容の確認

以上の原告の主張に対して、被告側は口頭弁論において次のような論証を行った。すなわち、

「被告および訴訟参加人は公共信託の法理には、何らの本件における適用性もないことを論証した。すなわち、①大気は、本訴訟において争点となっている中心的自然資源であるが、公共信託資産ではないこと、②連邦政府は、州とは異なり、公共信託上の何らの義務も負っていないこと、③およそ何らかのコモン・ロー上の公共信託に基づく請求は連邦制定法によって取って代わられていること、および④もし、1個の連邦公共信託が存在するとしても、原告は同信託を強行するための1個の権利を欠いていること、を主張した。」(at p.32)

上記の第1番目の被告側の論証について、Aiken 裁判官は訴えの却下動議の審理段階において決定する必要がないことを、こう述べている。すなわち、

「問題の訴状は、被告が大気、水、海洋、海岸、および野生生物を保護することを怠ることによってその受託者としての信託義務に違反している、と主張している。被告および訴訟参加人は、原告の訴状が1個の公共信託資産を成さない大気に対する加害に焦点を置いているために、原告の公共信託に基づく請求は成立しない、と主張している。私は、本段階で、大気が1個の公共信託資産であるかを決定する必要がないと結論する。何故ならば、原告は被告の公共信託法理の違反を領海の関連において主張し続けて

いるからである。」(at p.40)

こうして、Aiken 裁判官は、大気が公共信託資産に含まれるか否かの問題の審理を事実審理の段階において行うことになる。²⁰⁾

3.4.3 公共信託の法理の連邦政府への適用

続けて、第2番目の、公共信託法理の連邦政府への適用問題に関して、Aiken 裁判官は、適用を否認する被告側の論証が2012年のPPL Montana, LLC 対 Montana 事件における連邦最高裁判所判決²¹⁾および本件に類似する2012年のAlec L. 対 Jackson 事件におけるコロンビア特別区連邦地裁判決に依拠していることを確認して、それらの判決における推論に説得されないことを明言する(at pp.44-46)。そして、むしろ公共信託法理が連邦政府に適用があると結論付けた2つの連邦裁判所の判決、すなわち、City of Alameda 事件におけるカルフォルニア州北部地方連邦裁判所判決²²⁾と1.58 Acres of Land 事件におけるマサチューセッツ州連邦地方裁判所判決²³⁾が正しいことについて説得されることを、次の様に述べている。すなわち、

「私は City of Alameda 事件および 1.58 Acres of Land 事件における両裁判所が正しいことを説得される。それらの判決は公共信託法理の歴史と公共信託の主権との類のない関係に依拠している。私は、私達の市民法の起源であるローマ法およびイングランド法を通じてこの国に到達した公共信託法理が、何故に、諸州に対して適用があるのに連邦政府に対して適用がないことについて何らの理由も考えることが出来ない。」(at p.47)

20) 事実審理は Aiken 裁判官によって領導されることになっている。同裁判官は、その「意見と命令」において、大気が公共信託資産に含まれるかの問題に関連して原告側に有利な州と連邦の諸事件における判決および学者の論説を詳細に引証している。この問題については「大気信託訴訟」と呼ばれている一連の訴訟の分析を行う際に検討する予定である(注21、22、23および24の事件も含まれることになる)。

21) PPL Montana, LLC v. Montana, 565 U.S. 576, 132 S. Ct. 1215, 182 L. Ed. 2d 77 (2012).

22) Alec L. v. Jackson, 863 F. Supp. 2d 11 (D. D. C. 2012).

23) City of Alameda v. Todd Shipyards Corp., 635 F. Supp. 1447, 1450 (N.D. Cal. 1986).

24) United States v. 1.58 Acres of Land Situated in the City of Boston, Suffolk Cnty., Mass., 523 F. Suoo. 120, 124 (D. Mass. 1981).

そして、Aiken 裁判官は連邦政府に対する適用問題に関する結論を、次の様に述べている。すなわち、

「連邦政府は、諸州と同じく、公共資産 — 少なくとも、領海 — を人々のための信託財産として保有している。原告の連邦政府に対する公共信託の請求は連邦裁判所における裁判権の内にある。」(at p.48)

3.4.4 公共信託に基づく請求の連邦制定法による置き換え

上記の第3番目の被告側の論証について、Aiken 裁判官は、その被告側の論証が AEP 事件における最高裁判所判決²⁵⁾および Alec L. 事件における連邦地方裁判所の判決に依拠することを確認している。ニューサンスの請求原因事件である AEP 事件において、最高裁判所は、コモン・ロー上のニューサンスの不法行為に基づく請求は、当該請求の関連する連邦制定法規（大気汚染防止法あるいは水質汚染防止法等）によって取って代わられる、と決定した。同決定によって温室効果ガス排出削減を求める請求は関連する連邦法規に基づかなければならないことが判示された。本件と同じく若者を原告とする公共信託法理に基づく請求原因の成立が問題となった Alec L 事件における連邦地方裁判所は、AEP 事件最高裁判決の推論がコモン・ロー上の公共信託法理に基づく請求の連邦制定法規による置き換えを含意するとして原告の請求を否認した、しかしながら、Aiken 裁判官は、AEP 事件がコモン・ロー上のニューサンスを原因とする請求事件であった点に照らして、コモン・ロー上の公共信託法理を原因とする請求事件とは区別されることを確認して、次の様に、問題点に関する結論を述べている。

「私は、AEP 事件判決に過度に依拠している Alec L. 事件における連邦地裁の推論により説得されない。AEP 事件において、当該裁判所の面前には、公共信託の請求は提起されていなかった。それ故、裁判所は公共信託の請求と他の種類の請求との間の諸相違を考慮するための根拠を持たなかったのである。公共信託の請求は、それらが主権に内在する諸属性に関わるが故に類がないものである。公共信託は政府に対して信託の目的物を保護す

25) American Electric Power Company, Inc. v. Connecticut, 564 U.S. 410, 131 S. Ct. 2527, 180 L. Ed. 2d 435 (2011)

る義務を課す。その義務を定義する特性は、その義務が立法によって取り除かれないということである。公共信託の本質を理由として、置き換え分析は適用がないのである。」(at p.49)

3.4.5 連邦裁判所による公共信託法理に基づく義務の強行可能性

最後に、連邦裁判所による公共信託法理に基づく義務の強行可能性の問題について、Aiken 裁判官は、その強行可能性を否認する被告側の論証の根拠が連邦コモン・ローの存在の否定にあることを確認して、続けて、公共信託法理に基づく義務の強行は憲法典によって保障されていると解釈されることを次の様に明言する。すなわち、

「原告の公共信託に基づく請求に対する最終の争いとして、被告は、たとえ、公共信託が連邦政府に対して適用があるとしても、原告は問題の公共信託に基づく連邦政府の義務を強行するための訴訟原因を欠いている、と強く争った。それに関連して、被告は、原告に問題の請求を連邦裁判所において事実審理で主張することを許可するために1個の訴訟原因を創出することは連邦制定法による置き換えの支配下にある連邦コモン・ローを創造する1個の実践を成すことになるだろう、と論証する。

これらの被告の議論の理非曲直を評価するためには、私は、原告の公共信託の請求権の淵源を確かめなければならない。私の結論は、被告の公共信託上の権利は憲法典に先立って存在し、憲法典によって保障されている、である。…〈中略〉…

確かに、公共信託は憲法典より以前から存在するけれども、連邦政府の受託者としての義務を強行するための原告の訴訟の権利は憲法典から生起する。私は Coffin 補助裁判官が原告の公共信託の請求権は実体的な法の適正な過程上の請求権として範疇化されると認定したことに同意する。法の適正な過程の条項の実体的な要素は、“秩序ある自由の観念に含意される”、あるいは、“国民の歴史と伝統に深く根を降ろしている” 諸々の基本的権利の安全装置である。原告の公共信託上の権利は、ありのままで、主権に内在する固有の特性に、また、アメリカ合州国の権威が由来する被治者の同意に結び付いているのであるから、双方の判断基準を満たす。公共信託は憲法典に列挙されていないが故に、実体的な法の適正な過程による公共信

託上の権利の保護は、さらにまた第9修正²⁶⁾に由来する。…〈中略〉…原告の請求権は、直接的に第5修正の法の適正な過程の条項に依拠するのである。」(at pp.49-51)

4. 結びに代えて

最後に、本件が提起する問題点および注目すべき本件の特徴点について言及し、結びに代えることとする。

先ず第1に、Juliana 事件は、連邦の環境法規によって規律される典型的な環境事件とは異なる種類の事件である、ことに注意を与えなければならない。本件の原告は、連邦政府の行為や不作為が何らかの制定法規、例えば、大気汚染防止法あるいは水質汚染防止法等に違反しているか否かを問わないで、憲法によって保障される生命、自由および財産に対する基本的権利を侵害していることを主張している。原告によれば、温暖化ガス排出削減に関連して連邦政府が行っている政策決定は、憲法が現役世代には属さない若者に対して保障する‘人の命と生活の永続を可能とする安定的気候システムに対する基本的権利’を侵害するほどに、惑星地球の大気を甚だしく損なっている、と言うのである。

Juliana 事件は被告側の訴えの却下の動議の提出にもかかわらず、いわば、環境訴訟の憲法化の道筋を辿ることによって、事実審理の段階に進行することになったと述べて差し支えがないであろう。果たして、Aiken 裁判官の「意見」において新たに創出された気候システムに対する基本的権利の射程は十分に描き出されているであろうか。Juliana 事件は、環境に関するあらゆる請求事件を実体的な法の適正な過程によって保護される範囲に取り込み、全ての環境に関わる請求権の憲法化をもたらし、訴訟の洪水をもたらす危険はないのであろうか。Aiken 裁判官は環境事件の憲法化の限界について、次の様に言明している。すなわち、

26) すなわち「憲法典における一定の権利についての列挙は人民によって保持されている他の権利を否認する、あるいはその価値を低く見る、ことを意味するとして解釈されてはならない。」

「争点となっている基本的権利を人の命と生活の永続を可能とする気候システムに対する権利として構成する際に、私は全ての環境請求権の憲法化に対するいくらかの保護を供与することを意図している。すなわち、一方において、“人の命と生活の永続を可能とする”の語句は、一人の原告に対して、政府の行為が種としての人の絶滅に帰結するであろうことを主張することを要求すると読まれるべきではない。他方において、この基本的権利の存在の確認は惑星地球の温暖化に寄与する何らかの小さな規模あるいは並みの規模の行為を憲法上の侵害に転換しないのである。」（at p.27）

上述の言明は、果たして、Juliana 事件により開始することになるかもしれないであろう環境請求の憲法化の適正な展開をもたらす安全弁となるであろうか。

第2に、Juliana 事件において、裁判所は気候変動問題という活発な政治的論争が行われている領域においても、怯んで過度な自警に陥るという道筋を辿らないで、司法が基本的権利の侵害の問題を随伴する政治的問題において果たすべき役割を十分に、また適切に探究していることが注目されるべきである。Juliana 事件において裁判所が取った態度は、政治的に問題化している基本的権利の問題は、たとえその問題が司法的先例を欠く問題であっても、パブリック・フォーラムとして機能する裁判所における審理に付され、決定が与えられるべきである、と言うものである。さらに、本件の場合のパブリック・フォーラムは、政治的問題に伴う交渉や妥協に基づくことなく、気候変動に関する客観的なデータに照らして進行する、と言うものである。

第3に、地球環境危機を巡る法や法制度の現状は、現在の現役世代の短期の利益の追求から有限の自然資源の崩壊を防止するための法的観念や法的準則を備えているとは言い難い状態である。気候システムに対する基本的な権利の存在を承認した本件は、そうした法の状況において、地球環境を保護するための法と法制度を構築する、少なくとも合衆国における最初の一步になる可能性を秘めていることが注目されるべきである。

第4に、Juliana 事件の背景には、将来世代は、確立している炭素集約型の産業構造から短期的な経済的利益を引き出そうとする現在世代と比べて、気候変動の脅威によって経済的利益また社会的利益の双方に関してより大きな加害を受けることになるという、若者たちの差し迫った懸念が存在するという事情が

ある。本件の論証は、それ故、地球環境問題における世代間の公平的正義を環境訴訟上の請求権の憲法化によって確保することによって行われた、と見て差支えがないことに注目が与えられるべきである。Juliana 事件は、事実審理段階において、若者の懸念を解消するものになるであろうか。

最後に、コモン・ロー上の公共信託上の権利の憲法による保護を承認した Juliana 事件は、環境訴訟における連邦コモン・ローの作成を否認したと考慮されうる AEP 事件における最高裁判所判決の存在等を考慮すれば、連邦控訴裁判所、さらには最高裁判所へ上訴されることになるであろう。果たして、「人の命と生活の永続を可能にする気候システムに対する基本的権利」はアメリカの統治構造法上において、その存在を確立することが出来るであろうか。Juliana 事件の事実審理の行方とその後の経過を注視することとしよう。